

第3節 省エネルギー対策の推進

本県では、平成23年3月に策定した「県地球温暖化対策実行計画」において、本県における地球温暖化防止のための総合的な対策として、県民、事業者及び行政がそれぞれの立場で積極的に省エネルギー等の地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針を定め、各種施策を推進しています。

その中で、県民や事業者、行政が一体となって環境保全に向けて具体的な実践活動に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」において、電気・水・燃料の削減のための重点行動項目を定め、各家庭や事業所等における実践活動の促進や、環境関連イベント（環境フェア等）の開催を通じ、日常生活や事業活動において身近にできる省エネルギーの取組を推進したほか、企業等に対する省エネ設備導入補助を行いました。

また、県自らの省エネルギー対策として、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき冷暖房温度の管理や消灯の励行などの節電、日常的な節水、低公害車の導入等を実施し、上水・電気・燃料の使用量削減に取り組んでいます。

1 環境マネジメントシステム

(1) ISO14001の認証取得

県では、本庁舎（行政庁舎、議会庁舎、警察庁舎）を対象に、事業者として、率先して環境のためにできることを着実に実践するために、オフィス活動に加え、公共事業を含む事務事業全般について、平成17年度に環境マネジメントシステムの構築・運用を行い、平成18年3月24日に環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を取得しました。

(2) 平成23年度実績と評価

① 環境目的・目標の達成状況

県ではISO14001に基づき、オフィス活動や公共事業を含む事務事業全般について、毎年度具体的な目標を設定し、環境負荷の継続的な低減や環境汚染の未然防止に努めています。平成23年度の運用実績では、表1－6のとおり118項目の目標のうち112項目について目標を達成し、全体的にはおおむね順調に改善が図られました。

表1－6 環境目的・目標の達成状況（全体）

取組方針 （環境目的・目標）	目標数	達成状況	
		目標達成	目標未達成
（全体）	118	112	6
オフィス活動	6	2	4
一般事務事業	2	2	－
公共事業	7	7	－
環境に有益な事務事業	103	101	2

② オフィス活動における環境負荷低減の取組

「県庁環境保全率先実行計画」、「県環境物品等調達方針」に基づき、省資源、省エネルギー、グリーン購入、廃棄物の減量化など6項目の環境目標を設定し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

平成23年度は、表1－7のとおり2項目について削減目標を達成しましたが、用紙類の使用量削減、公用車燃料の使用量削減、県環境物品等調達方針に基づく物品等の調達と廃棄物の減量化などにおいて目標を達成することができませんでした。

表 1-7 オフィス活動の成果

環 境 目 標		実 績	
用紙類の使用量を削減する	平成21年度の使用量に対し、1%以上削減する。	×	平成21年度比7.5%増
公用車燃料の使用量を削減する	平成21年度の使用量に対し、15.5%以上削減する。	×	平成21年度比13.8%減
電気・ガスの使用量を削減する	平成22年度の使用量に対し、1%以上削減する。(エネルギー使用量(原油換算))	○	平成22年度比11.1%減
上水の使用量を削減する	平成21年度の使用量に対し、1%以上削減する。	○	平成21年度比5.4%減
鹿児島県環境物品等調達方針に基づく物品等を調達する。	調達推進品目について、機能・性能上その他特別な理由がない限り鹿児島県環境物品等調達方針に基づく物品等を調達する。(調達割合100%)	×	調達方針に基づかない調達が1件あった。
廃棄物総量の抑制，分別の徹底及びリサイクルの推進	平成21年度の発生量に対し、6%以上削減する。	×	平成21年度比4%減

③ 一般事務事業に係る環境配慮活動，法的要求事項の遵守

県の行うイベントについて、「エコイベントマニュアル」を策定し，環境配慮型イベントの開催を推進しました。

庁舎管理施設である冷温水発生機からのばい煙，PCBの管理，危険物地下タンクの管理及び廃棄物適正処理等に係る環境関連法規制は，全て法規制を遵守しています。

④ 公共事業に係る環境配慮活動

公共事業については，リサイクル製品の使用や建設副産物の削減・再資源化等の取組，排出ガス対策型機械や低騒音型機械の使用等について，数値目標を設定し，全ての項目で目標を達成しました。

⑤ 環境に有益な事務事業

鹿児島県環境基本計画に基づく，環境に有益な事務事業については，環境と調和した農業の推進に関する1項目，廃棄物処理の報告に関する1項目が未達成となりましたが，おおむね，環境の保全・創造のための施策の推進が図られました。

(3) 環境方針

本庁組織の事務事業に関して、環境の保全・創造のための施策を継続的に推進するため、知事が次のとおり「環境方針」を定めました。(平成17年10月14日策定、平成23年12月14日改定)

環 境 方 針

1 基本理念

私たちのふるさと鹿児島県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土に緑豊かな森林や美しい海岸線、多様な野生生物など特色あるすぐれた自然に恵まれています。

私たちには、このかけがえのない恵み豊かな自然環境を大切に保存しながら、次の世代に引き継ぐ責務があります。

本県の環境は、全般的におおむね良好に維持されていますが、今日の環境を取り巻く状況は、生活排水等による水質汚濁や廃棄物などの身近な問題をはじめ、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模で取り組むべき課題が顕在化してきています。

これらの問題の解決には、自らの日常生活や事業活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向け、県民・事業者・行政が協働して自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要があります。

このため、鹿児島県は、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、公共事業を含むすべての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減を図るとともに、「人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現」を目指します。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、次のとおり基本方針を設定します。

- (1) 鹿児島県環境基本計画に基づき、環境の保全・創造のための施策を推進します。
 - ア 地球を守る脱温暖化への貢献
 - イ 地球にやさしい循環型社会の形成
 - ウ 自然あふれる癒しのかごしまづくり
- (2) オフィス活動においては、「県庁環境保全率先実行計画」，「鹿児島県環境物品等調達方針」に基づき、省資源、省エネルギー、グリーン購入、廃棄物の減量化など環境負荷の低減に努めます。
- (3) 公共事業や一般事務事業において環境に負荷を与える活動については、環境配慮を推進し、環境への負荷の低減に努めます。
- (4) 法令等を順守するとともに、環境汚染の未然防止に努めます。
- (5) 職員の環境保全意識を高め、環境に配慮した行動が定着するよう努めます。

以上の取組については、環境目的・環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的改善を進めます。

この環境方針は、全ての職員に周知するとともに、公表します。

平成23年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

2 環境共生住宅の促進

環境共生住宅とは、地球環境問題や資源・エネルギー問題、住宅の質や居住環境の問題といった今日の住宅を巡る様々な状況に対処するために生み出された「住宅とその居住環境」に関する思想と手法の体系です。

鹿児島県においては、極めて多様で変化に富んだ地形と自然環境が特徴となっていることから、地球環境や資源・エネルギー消費のあり方等に加え、多様で良好な自然環境を保全・活用しながら、快適な生活環境の実現に向けた環境共生住宅のあり方を検討し、『かごしま環境共生住宅ガイドブック』を平成14年3月に作成しています。これを県のホームページで紹介することにより、広く情報の提供を行い、環境共生住宅の普及・促進に努めています。

また、環境共生モデル団地として整備された鹿児島市松陽台町のガーデンヒルズ松陽台において、「鹿児島県省エネルギー体験住宅」を平成23年4月にオープンしました。太陽光発電システムをはじめ家庭用燃料電池、LED照明等の省エネルギー設備や自然通風換気システムなどを備えた、誰でも気軽に立ち寄れるモデルハウスとなっており、体験を通じた環境共生住宅への取組の促進を図っています。

第4節 森林の整備・保全の推進

森林は、二酸化炭素の吸収や、再生可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に向けた「低炭素社会」の実現に重要な役割を担っているほか、水源のかん養や山地災害の防止、保健休養の場の提供など公益的機能を有し、県民生活に深く結び付いています。

しかしながら、近年、県内の森林は林業経営環境の悪化や過疎化・高齢化等により、間伐等の森林整備の遅れやそれによる公益的機能の低下した森林の増加が懸念されています。

このようなことから、森林の有する多様な機能を高度に発揮させ、安全で潤いのある県土の形成に資するため、森林の適正管理に努めるとともに、県民が森林整備に参加しやすい体制を整備するなど、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

1 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進

(1) 間伐や人工造林等の実施

森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため、「間伐推進5カ年計画（平成20～24年度）」に基づいた地域ぐるみの間伐（7,177ha）や人工造林（235ha）等の森林整備を実施しました。

(2) 木材の利用

県産材を使用したかごしま木の家づくりや公共施設の木造・木質化を推進するなど間伐材をはじめとした木材の利用を促進しました。

(3) かごしまCO₂吸収量等認証制度

平成23年1月に創設した「かごしまCO₂吸収量等認証制度」により、企業等が自ら行う森林整備活動に伴うCO₂吸収量を認証し、企業や団体等における地球温暖化対策の取組を推進しています。平成23年度は、企業等が実施した間伐や植栽に伴うCO₂吸収量を3件（30t-CO₂）認証しました。

2 多様で健全な森林づくりの推進

(1) 森林整備の実施

多様な森林づくりを推進するため、立地条件や地域特性を踏まえ長伐期林等へ誘導する施策を実施するとともに、森林資源の充実や森林の公益的機能の高度発揮を図るため、人工造林や下刈（1,010ha）等を実施しました。

(2) 環境を育む企業の森林づくり事業

森林づくりへの参画を希望する企業に対し、企画・立案等の助言・指導を実施しました。

(3) 環境の森林

「環境の森林」については、自然環境や公益的機能に配慮し、長伐期施策等計画的な森林の整備・管理を推進しています。

また、その特徴を生かし、森林ボランティア活動を活用した県民参加型の森林づくりを推進しています。（表1－8）

（※環境の森林…水源かん養及び山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林のうち、管理不十分な森林について、その適正な整備・管理を図るため、県有化した森林）

表1－8 「環境の森林」面積（平成23年度末）

流域名	箇所数	面積(ha)
甲突川流域	13	133
川内川流域	6	71
万之瀬川流域	1	12
天降川流域	3	23
別府川流域	2	25
菱田川流域	1	11
大淀川流域	1	6
離島	1	356
計	28	637

(4) 保安林

① 保安林の充実

県民の生活環境や水資源の確保を図るため、特に重要な役割を果たしている森林については、水源かん養保安林等への保安林指定を行っています。

本県においては、地域森林計画に基づき、重要な水源林や山地災害危険地区を中心に、平成23年度末で民有林の14.2%、61,140haを保安林に指定しています。（表1－9）

表1－9 保安林指定実績（平成23年度）

保安林の種類	指定実績(ha)
水源かん養保安林	378
その他保安林	60
計	438

② 保安林の整備

自然災害等によって機能が低下した保安林については、その機能の早期回復を図るため、治山事業を積極的に導入しています。（表1－10）

表1－10 治山事業実績（平成23年度）

事業名	施工実績	
	箇所数	面積(ha)
山地治山	52	9.80
山地災害総合減災対策治山	5	0.30
防災林整備	3	0.37
水源地域等保安林整備	13	68.90
計	73	79.37

(5) 松くい虫や野生鳥獣による農林業被害の防止

松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布（1,175ha）、地上散布（157ha）、伐倒駆除等（10,945 m³）を実施しました。

また、野生鳥獣による農林業被害を防止するために、有害鳥獣捕獲等を促進しました。